2016年目標

レギュラー・速修コース

第１回体験講義用
テキスト

住民税

RESIDENCE TAX

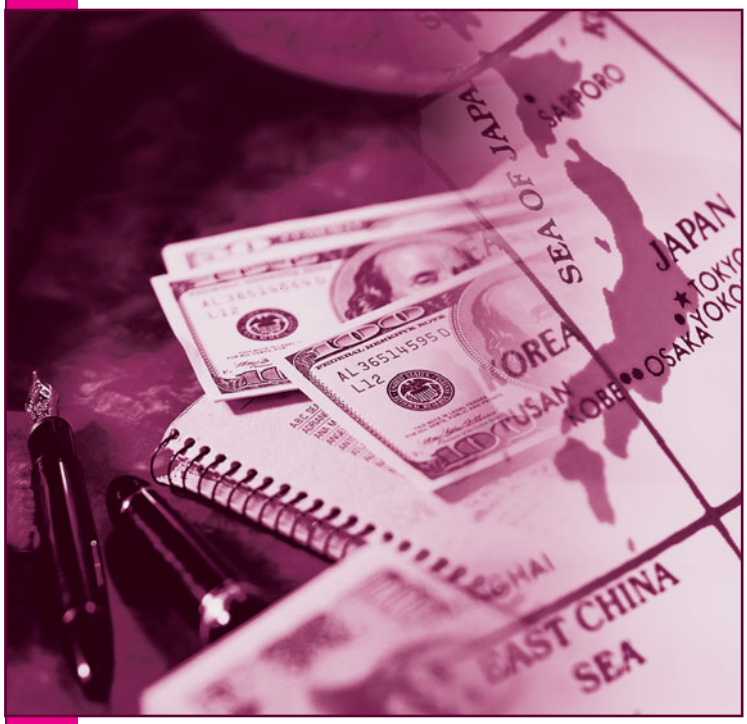

基本テキスト

NO. 1

TAC税理士講座

TAC

テ キ ス ト

＜今回の学習内容＞

第１回講義　使用ページ

レギュラー・速修　Ｐ１～22

住民税　レギュラー・速修コース　基本テキストNo.1　コントロールタワー

教材 回数	テーマ	基本テキスト	トレーニング	ポイントチェック	理論マスター
第１回	住民税の学習にあたって 個人住民税の納税義務 均等割	P. 1 ～ P. 22	問題１	１－１ ２－１ ～ ２－３	１－１ １－３
第２回	所得割の計算体系	P. 23 ～ P. 42	問題２ ～ 問題４	５－１ ５－２	
第３回	所得控除（人的控除） 税額控除（調整控除）	P. 43 ～ P. 66	問題５ ～ 問題10	８－１ ８－８ ～ ８－14 10－１	３－２ ３－３ ４－１
第４回	実力テスト（通信添削問題） 税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除）	P. 67 ～ P. 86	問題11 ～ 問題15	10－２ 10－３ 10－５	４－１
第５回	人的非課税 均等割の税率の軽減	P. 87 ～ P.104	問題16 ～ 問題19	３－１ ～ ３－４ ４－２	１－２ １－３
第６回	各種所得の金額 課税標準	P.105 ～ P.160	問題20 ～ 問題30	６－１ ～ ６－８ ７－１ ７－２	２－１ ２－２ ４－２
第７回	所得控除（物的控除） 課税所得金額及び算出所得割額	P.161 ～ P.188	問題31 ～ 問題38	８－２ ～ ８－７ ９－１ ９－２	３－１
第８回	実力テスト（通信添削問題） 税額控除（寄附金税額控除、配当割額及び株式等譲渡所得割額控除）	P.189 ～ P.202	問題39 ～ 問題42	10－４ 10－６	４－１

ＴＡＣ方式　　住民税の学習テーマの全体系

第１章　個人住民税

テーマ	内　　容
１　住民税の学習にあたって	１－１　住民税の概要 １－２　住民税の学習範囲 １－３　出題傾向及びカリキュラム
２　個人住民税の納税義務	２－１　均等割及び所得割の納税義務 ２－２　用語の意義 ２－３　利子割、配当割、株式等譲渡所得割の納税義務
３　人的非課税	３－１　均等割及び所得割の非課税 ３－２　所得割の非課税 ３－３　均等割の非課税 ３－４　所得割の調整
４　均等割	４－１　均等割の税率 ４－２　均等割の税率の軽減
５　所得割の計算体系	５－１　所得割の課税標準の通則 ５－２　所得割の計算体系 ５－３　計算の流れ
６　各種所得の金額	６－１　各種所得の意義と計算 ６－２　課税標準の特別の定め ６－３　青色事業専従者給与等 ６－４　給与所得者の特定支出控除 ６－５　配当所得の課税方法 ６－６　特定口座における株式の譲渡所得の課税方法 ６－７　家内労働者の特例 ６－８　金融類似商品等の収益
７　課税標準	７－１　損益通算 ７－２　損失の繰越控除

８　所得控除	８－１　所得控除の概要 ８－２　雑損控除 ８－３　医療費控除 ８－４　社会保険料控除 ８－５　小規模企業共済等掛金控除 ８－６　生命保険料控除 ８－７　地震保険料控除 ８－８　障害者控除 ８－９　寡婦（夫）控除 ８－10　勤労学生控除 ８－11　配偶者控除 ８－12　配偶者特別控除 ８－13　扶養控除 ８－14　基礎控除
９　課税所得金額及び算出所得割額	９－１　課税所得金額の計算 ９－２　算出所得割額の計算
10　税額控除	10－１　調整控除 10－２　配当控除 10－３　住宅借入金等特別税額控除 10－４　寄附金税額控除 10－５　外国税額控除 10－６　配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除
11　個人住民税の徴収方法	11－１　普通徴収 11－２　給与所得者に係る徴収方法 11－３　中途退職者に係る残額の徴収方法 11－４　年金所得者に係る徴収方法
12　退職所得に係る課税の特例	12－１　分離課税に係る所得割 12－２　分離課税に係る所得割額の計算 12－３　勤続年数の計算及び徴収税額の計算
13　利子割、配当割、株式等譲渡所得割	13－１　利子割 13－２　配当割 12－３　株式等譲渡所得割
14　個人住民税の申告等	14－１　住民税の申告 14－２　給与支払報告書等の提出義務 14－３　扶養親族申告書

第２章　法人住民税

テーマ	内　　容
１　法人住民税の納税義務	１－１　均等割及び法人税割の納税義務 １－２　用語の意義 １－３　非課税法人（均等割及び法人税割の非課税） １－４　公共法人及び公益法人等の納税義務 １－５　人格のない社団等の納税義務 １－６　外国法人の納税義務
２　均等割	２－１　均等割の税率 ２－２　均等割額の計算
３　法人税割	３－１　法人税割の課税標準（規定上） ３－２　法人税割の課税標準（計算上） ３－３　還付法人税額等の控除 ３－４　法人税割の税率 ３－５　法人税割の中間納付額の計算
４　税額控除	４－１　外国税額控除 ４－２　仮装経理に基づく法人税割額の控除 ４－３　利子割額の控除
５　法人住民税の申告納付	５－１　中間申告納付 ５－２　確定申告納付
６　分割法人	６－１　分割法人の概要 ６－２　分割基準 ６－３　分割課税標準額の計算方法 ６－４　分割法人に係る外国税額控除 ６－５　分割法人に係る法人税割の中間納付額の計算

所得割額の計算体系表

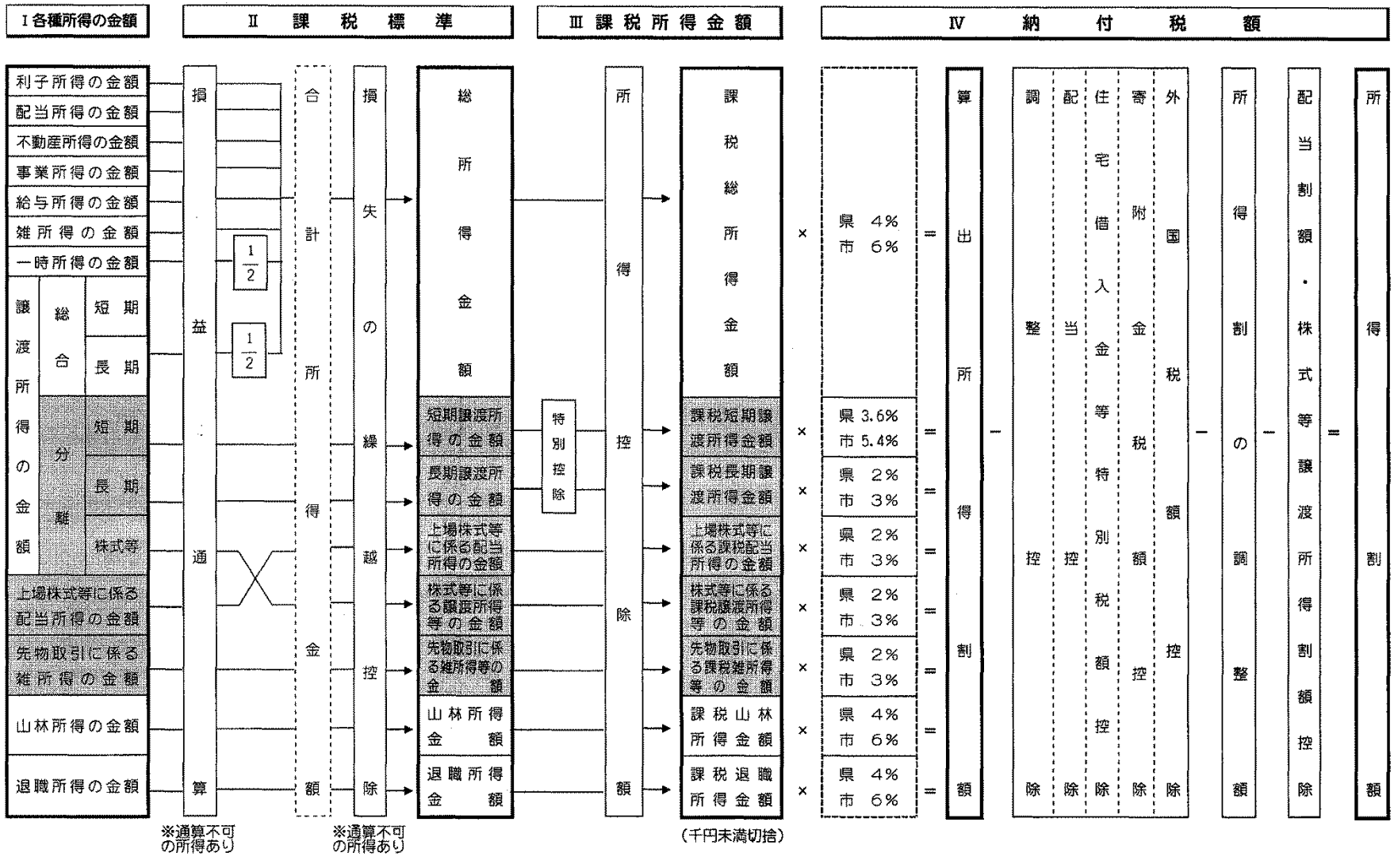
Ⅰ各種所得の金額
Ⅱ 課 税 標 準
Ⅲ 課税所得金額
Ⅳ 納 付 税 額
利子所得の金額
配当所得の金額
不動産所得の金額
事業所得の金額
給与所得の金額
雑所得の金額
一時所得の金額
譲渡所得の金額
総合
短期
長期
分離
短期
長期
株式等
上場株式等に係る配当所得の金額
先物取引に係る雑所得の金額
山林所得の金額
退職所得の金額
損益通算
1/2
1/2
合計所得金額
損失の繰越控除
総所得金額
短期譲渡所得の金額
長期譲渡所得の金額
上場株式等に係る配当所得の金額
株式等に係る譲渡所得等の金額
先物取引に係る雑所得等の金額
山林所得金額
退職所得金額
特別控除
所得控除額
課税総所得金額
課税短期譲渡所得金額
課税長期譲渡所得金額
上場株式等に係る課税配当所得の金額
株式等に係る課税譲渡所得等の金額
先物取引に係る課税雑所得等の金額
課税山林所得金額
課税退職所得金額
×
県 4%
市 6%
県 3.6%
市 5.4%
県 2%
市 3%
県 2%
市 3%
県 2%
市 3%
県 2%
市 3%
県 4%
市 6%
県 4%
市 6%
=
算出所得割額
−
調整控除
配当控除
住宅借入金等特別税額控除
寄附金税額控除
外国税額控除
所得割の調整額
配当割額・株式等譲渡所得割額控除
所得割額
※通算不可の所得あり
※通算不可の所得あり
（千円未満切捨）

テーマ１　住民税の学習にあたって

理論：重要度　－
計算：重要度　－

住民税とは、都道府県、区市町村内に住所を有する個人や事務所等を有する法人に対して課される地方税であり、都道府県が課する「道府県民税（都民税を含む）」と区市町村が課する「市町村民税（特別区民税）を含む」の俗称である。

ここでは、住民税を学習するにあたっての基礎知識を紹介する。

このテーマの学習内容

テーマ番号	学　習　内　容	学習回数
１－１	住民税の概要	No.１第１回
１－２	住民税の学習範囲	No.１第１回
１－３	出題傾向及びカリキュラム	No.１第１回

１－１　住民税の概要

1　住民税の課税根拠

教育、福祉、消防、ゴミ処理などといった行政サービスの多くは、市町村や道府県といった地方公共団体によって提供されている。

地方税は、地方公共団体がこうしたサービスを住民に提供するための財源であり、その地域に住む住民などが共同で負担しあうべきものであることから「地域社会の会費」として、住民税が課税される。

2　住民税の納税義務

住民税は、住民に広く薄く均等の額によって課する「均等割」と、応能負担の観点から所得の多寡に応じて課する「所得割」（法人は法人税額に基づいて課する「法人税割」）で構成されている（詳細は下図参照）。

3　個人住民税と所得税との関係

個人住民税は所得税と同じように、その個人の一暦年間（１月１日から12月31日までの期間）の所得に対して課税される。

但し、所得税と異なり賦課課税方式とされており、課税技術上の理由から前年中の所得に対して課税する前年所得課税制度を採用している。

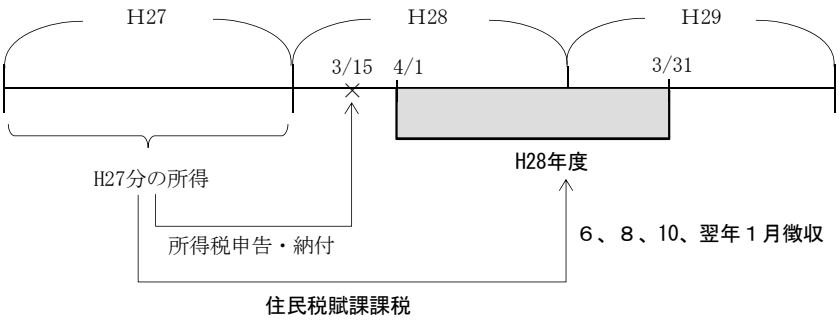

★　**賦課課税方式**

納付すべき税額がもっぱら地方団体の処分により確定する方式をいう。

4　法人住民税と法人税との関係

法人住民税は法人税と同じように、その法人の一事業年度ごとに課税される。

なお、法人住民税は、申告納付方式を採用しており、納税者は法人税の確定申告書の提出期限までに住民税の申告書を提出し、その申告に係る住民税を納付しなければならない。

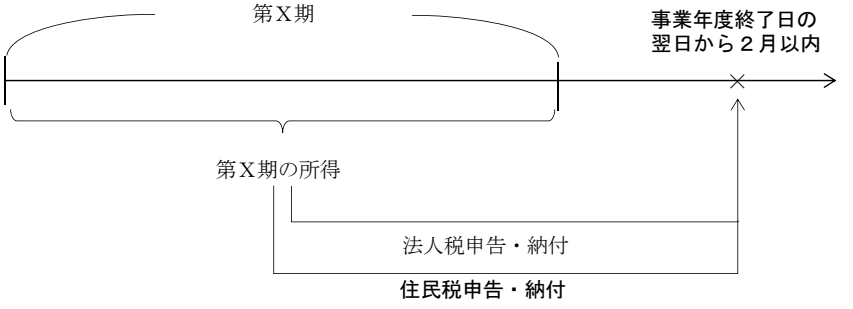

★　**申告納付方式**

納付すべき税額が納税者の申告により確定する方式をいう。

１－２　住民税の学習範囲

地方税は、地方団体が地方税法で定める規定の枠の中で税条例を各々制定して課税する。つまり、住民税というのは地方税法そのものによって課税されるものではなく、地方税法の枠内で各地方団体が制定した条例に基づいて課税されるものである。

1　出題範囲

住民税に係る地方税法、同施行令、施行規則に関する事項のほか、地方税法総則に定める関係事項及び当該科目に関連する他の法令に定める関係事項を含む。

2　法律構成

他の税法と同様に、地方税法には施行令と施行規則が付属しており、一体となって一つの体系をなしている。

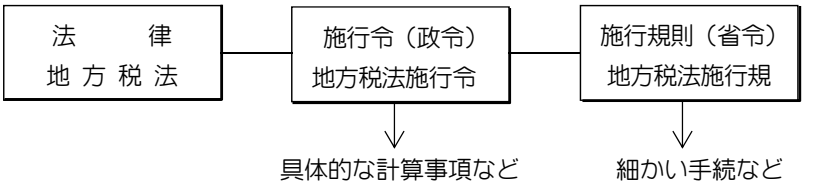

3　附　則

附則には、通常、法令の施行期日や経過措置などを規定するが、地方税法の場合には、これらに加えて本則に規定された事項の特則として定められているものや、一定の時限措置などを定めているものがある。

つまり、地方税法附則には、国税でいう租税特別措置法のような位置づけもあり、学習上非常に重要である。

１－３　出題傾向及びカリキュラム

1　出題傾向

住民税には、個人に対するもの（個人住民税）と法人に対するもの（法人住民税）があるが、計算の本試験での出題傾向としては、圧倒的に個人住民税が多い（計算で法人住民税が出題されたのは昭和59年の１度だけ）。

したがって、学習の中心は個人住民税となる。

但し、法人住民税も理論としては出題されているため、学習はしっかりと行わなければならない。

なお、理論の出題パターンはおおむね次の３パターンと考えて良い。

⑴　住民税固有の内容（人的非課税、申告義務、徴収方法等）

⑵　所得税と住民税の相違点（課税標準の特別の定め、所得控除等、退職所得の課税方法）

⑶　所得税、法人税の取扱いと住民税の取扱い（寄附金、県民税利子割等）

※　改正が入った場合は、今年度と来年度の変更点が問われることもある。

配点は、基本的には、理論50点、計算50点であるが、昭和59年～昭和61年の３年間及び平成18年、19年は理論60点、計算40点となっている。

2　カリキュラム

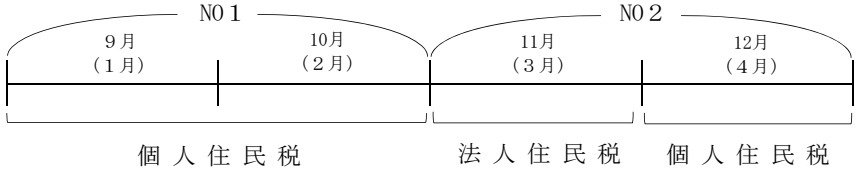

＜メ　　モ＞

テーマ２　個人住民税の納税義務

理論：重要度 ★★
計算：重要度 ★★

個人の住民税は、主に均等割と所得割で構成され、この他、県民税として利子割、配当割、株式等譲渡所得割があるが、どのような者が、どの地方団体に対してこれらの住民税の納税義務を負うのかを押さえて欲しい。

このテーマの学習内容

テーマ番号	学　習　内　容	学習回数
２－１	均等割及び所得割の納税義務	No.１第１回
２－２	用語の意義	No.１第１回
２－３	利子割、配当割、株式等譲渡所得割の納税義務	No.１第１回

２－１　均等割及び所得割の納税義務

均等割と所得割の合算額が課税される場合と均等割のみが課税される場合があり、道府県民税と市町村民税の納税義務がそれぞれどうなるかを押さえなければならない。

1　道府県民税（法24①一、二）

１　道府県内に住所を有する個人

…　均等割額及び所得割額の合算額

２　道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しないもの

…　均等割額

2　市町村民税（法294①一、二）

１　市町村内に住所を有する個人

…　均等割額及び所得割額の合算額

２　市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その市町村内に住所を有しないもの

…　均等割額

留意点　納税義務の判定の基本

まず、「住所」があったら均等割と所得割が課税され、住所がなくても「事務所、事業所又は家屋敷」があったら均等割だけ課税されると考えればよい。

なお、同じ市町村の中に住所も事務所もあるというような場合の均等割は住所分と事務所分というように複数課税されることはなく、一つの市に対してかかる均等割は一つだけである。

設 例

次のそれぞれの者の納税義務を答えなさい。

〔ケース１〕

甲県Ａ市に住所を有する甲

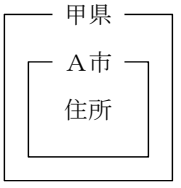

〔ケース２〕

甲県Ａ市に住所を有し、乙県Ｂ市に事務所を有する乙

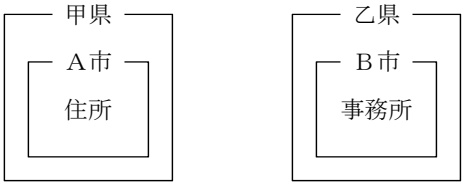

〔ケース３〕

甲県Ａ市に住所を有し、同県同市に事務所を有する丙

解 説

	納　税　義　務
〔ケース１〕	甲県民税　…　均等割＋所得割 Ａ市民税　…　均等割＋所得割
〔ケース２〕	甲県民税　…　均等割＋所得割　　乙県民税　…　均等割 Ａ市民税　…　均等割＋所得割　　Ｂ市民税　…　均等割
〔ケース３〕	甲県民税　…　均等割＋所得割 Ａ市民税　…　均等割＋所得割

3　道府県民税均等割について（法24⑦）

1 ２に掲げる者については、市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして道府県民税を課する。

つまり、同じ道府県の中では市町村民税の均等割の数と県民税の均等割の数は一致する。

設　例

次のそれぞれの者の納税義務を答えなさい。

〔ケース１〕

甲県Ａ市に住所を有し、同県Ｂ市に事務所を有する甲

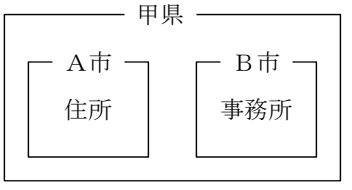

〔ケース２〕

甲県Ａ市に住所及び事務所、同県Ｂ市に事務所を有し、乙県Ｃ村に家屋敷及び店舗を有する乙

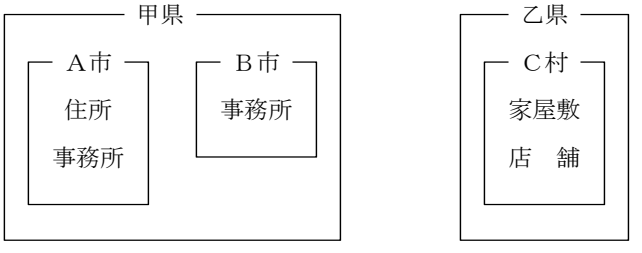

解　説

	納　税　義　務
〔ケース１〕	甲県民税　…　均等割＋均等割＋所得割 Ａ市民税　…　均等割＋所得割 Ｂ市民税　…　均等割
〔ケース２〕	甲県民税　…　均等割＋均等割＋所得割　　乙県民税　…　均等割 Ａ市民税　…　均等割＋所得割　　Ｃ村民税　…　均等割 Ｂ市民税　…　均等割

4　賦課期日との関係（法39、318）

賦課期日とは、課税要件を確定させる判定日のことであり、個人住民税については、「当該年度の初日の属する年の１月１日」とされている。

したがって、住所、事務所、事業所又は家屋敷の有無など納税義務の有無に関する事実の確認は１月１日の現況によって行うことになる。

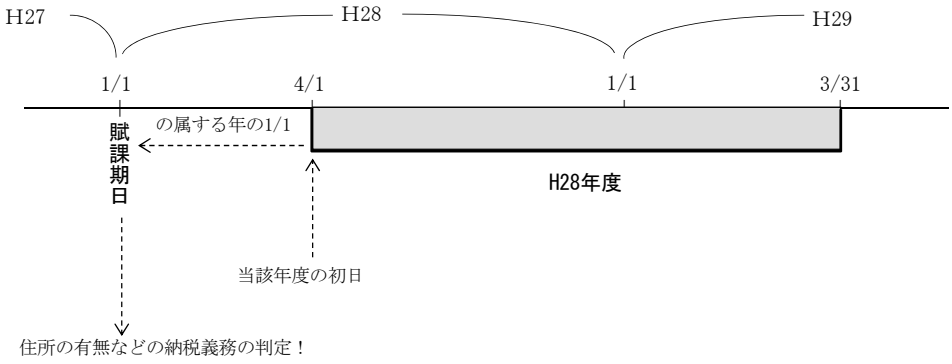

留意点　賦課期日前に死亡した者についての納税義務

賦課期日前に死亡した者については、納税義務はないこととされている。

したがって、前年中に所得があったとしても所得割は課税されない。

２－２　用語の意義

1　住　所

１　住所の概念（取扱通知（市）第二章六）

一般に、「租税法規が、一般私法において使用されているのと同一の用語を使用している場合には、特に租税法規が明文をもって他の法規と異なる意義をもって使用することを明らかにしている場合又は法規の体系上他の法規と異なる意義をもって使用されていると解すべき実質的理由がない限り、私法上使用されていると同一の意義を有する概念として使用されているものと解するのが相当である」（昭34.2.11東京地裁32（行）38）とされていることから、地方税法上の住所は、民法上の住所と同一の概念とされ、「各人の生活の本拠」と解されている。

また、住所は一人一箇所に限ることとされている。

２　住所を有する個人

⑴　住民基本台帳法の適用を受ける者（法24②、294②）

住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、その市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

したがって、住民税は、原則として、住民基本台帳に記録されている市町村において課税される。

⑵　住民基本台帳の記録と生活の本拠が異なる場合（法294③、④）

①　取扱い

市町村は、その市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が、その市町村に住所を有すると認められる場合には、その者がその市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなして、住民税を課税することができる。

②　住民基本台帳に記録されている市町村への通知

上記①により住民税を課税する市町村の長は、その者が記録されている住民基本台帳に係る市町村の長に、その旨を通知しなければならない。

③　二重課税の排除

上記②の通知を受けた市町村は、その者に住民税を課税することはできない。

〔図　解〕

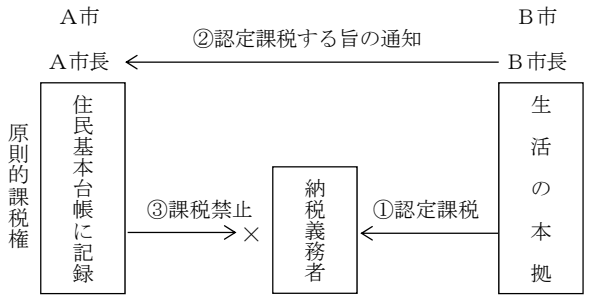

2　事務所、事業所

事務所、事業所とは、それが自己の所有であるかどうかに関係なく、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、継続して事業が行われている場所をいう。

〔例　示〕

医師が自宅以外に設ける診療所、弁護士、税理士等が自宅以外に設ける事務所、事業主が自宅以外に設ける店舗など（取扱通知第１章六⑴）

3　家屋敷

家屋敷とは、自己又は家族の居住の用に供する目的で住所地以外の場所に設けられた独立性のある家宅をいい、それが自己の所有であると否とを問わない。

常に居住しうる状態にあるものであれば足り、現実に居住していることを要しない。

また、自己所有のものであっても、次のものは家屋敷に該当しない。

⑴　他人に貸付ける目的で所有しているもの

⑵　現に他人が居住しているもの

〔例　示〕

別荘、別宅のほか、通常は家族を住まわせ時々帰宅するような住宅も家屋敷に該当する。

4　均等割（法23①一、292①一）

均等割とは、均等の額によって課する道府県民税及び市町村民税をいう。

5　所得割（法23①二、292①二）

所得割とは、所得によって課する道府県民税及び市町村民税をいう。

２－３　利子割、配当割、株式等譲渡所得割の納税義務

1　納税義務者及び課税団体（法24①五、六、七）

	納税義務者	課税団体
利子割	利子等の支払を受ける個人 ※　非居住者は非課税	支払時の営業所所在の道府県
配当割	特定配当等の支払を受ける個人	支払時の住所所在の道府県
株式等譲渡所得割	特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人	支払確定年の１月１日の住所所在の道府県

2　利子割の課税対象となる利子等（法23①十四）

１　利子所得に該当するもの

⑴　公社債の利子

⑵　預貯金の利子

⑶　合同運用信託の収益の分配

⑷　公社債投資信託の収益の分配

⑸　公募公社債等運用投資信託の収益の分配

２　配当所得に該当するもの

⑴　私募公社債等運用投資信託の収益の分配

⑵　特定目的信託の収益の分配で社債的受益権に係るもの

３　金融類似商品等の収益

⑴　定期積金等の給付補てん金

⑵　抵当証券の利子

⑶　為替予約を付した外貨預金に係る為替差益

⑷　保険期間が５年以内の一時払養老保険の差益等

⑸　懸賞金付預貯金等の懸賞金等

3　配当割の課税対象となる特定配当等（法23①十五）

⑴　金融商品取引所に上場されている株式等で持株割合が３％未満のもの

⑵　公募証券投資信託の収益の分配

⑶　特定投資法人の投資口の配当等

4　株式等譲渡所得割の課税対象となる特定株式等譲渡所得金額（法23①十六）

次により計算した源泉徴収選択口座内調整所得金額

今回の譲渡時までの年間総譲渡益　－　前回の譲渡時までの年間総譲渡益

※　年間総譲渡益が０を下回るときは、それぞれ０として計算する。

＜メ　　モ＞

テーマ４　均等割

理論：重要度 ★★★
計算：重要度 ★★★

個人住民税均等割は、地域住民がその地方団体から受ける行政サービス等の応益性に着目し、地域住民の広い層についてこの行政サービスに要する費用の一部を広く均等に分担しあう負担分任の趣旨により課税され、その税負担を通じて地方自治に参加することを期待するものである。

ここでは、均等割の税率を紹介する。

このテーマの学習内容

テーマ番号	学　習　内　容	学習回数
４－１	均等割の税率	No.１第１回
４－２	均等割の税率の軽減	No.１第５回

４－１　　均等割の税率

1　地方税法における税率

地方税法では、税目により次の４つの税率の定めがある。

１　**標準税率**（法１①五）

地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率である。

２　**制限税率**

地方団体が課税する場合に超えてはならないものとして法定されている税率である。

３　**一定税率**

地方団体が課税する場合にこれ以外の税率によることを許さないものとして法定されている税率である。

４　**任意税率**

任意税率なる税率が定められているわけではなく、地方税法上税率についてなんら定めをしておらず、専ら当該地方団体の判断に委ねている税率である。

2　均等割の税率

個人住民税の均等割については、標準税率を規定している。

なお、制限税率は規定されておらず、標準税率を超える税率で課税（超過課税）する地方団体も数多く存在する。

１　**道府県民税の標準税率**（法38）

個人の道府県民税の税率	年額　1,000円

２　**市町村民税の標準税率**（法310）

個人の市町村民税の税率	年額　3,000円

※　平成26年度から平成35年度までの10年間は、上記に加えてそれぞれ500円ずつ復興税が上乗せされる。

設　例

次のそれぞれの者の均等割額を答えなさい。

なお、税率は標準税率とする。

〔ケース１〕

甲県Ａ市に住所を有し、同県Ｂ市に事務所を有する甲

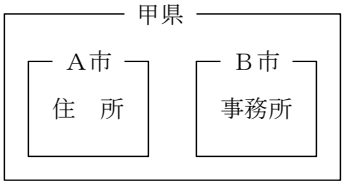

〔ケース２〕

甲県Ａ市に住所及び店舗、同県Ｂ市に店舗を有し、乙県Ｃ村に家屋敷及び店舗を有する乙

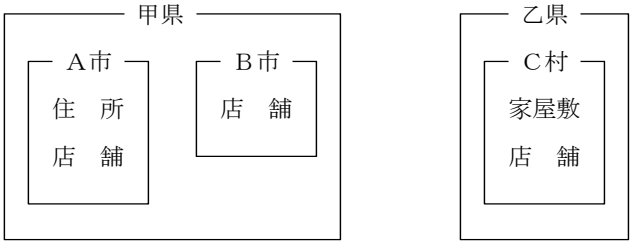

解　説

	均　等　割　額
〔ケース１〕	甲県民税　…　1,500円＋1,500円＝3,000円 Ａ市民税　…　3,500円 Ｂ市民税　…　3,500円
〔ケース２〕	甲県民税　…　1,500円＋1,500円＝3,000円　　乙県民税　…　1,500円 Ａ市民税　…　3,500円　　Ｃ村民税　…　3,500円 Ｂ市民税　…　3,500円

＜メ　　モ＞

理論マスター

＜今回の学習内容＞

第１回講義　使用ページ

レギュラー・速修　テーマ１－１、１－３

テーマ１

納 税 義 務 者 等

1―1　個人住民税の納税義務者　〔ランクＡ〕

１．住民税の概要　重要度○

住民税とは、道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）の総称である。

個人の住民税は、賦課期日において、道府県又は市町村に住所又は事務所等若しくは家屋敷を有することにより、所得割額・均等割額・利子割額・配当割額又は株式等譲渡所得割額によって課する。

２．納税義務者（法24①⑦、294①）　重要度◎

(1) 道府県民税

① 道府県内に住所を有する個人

② 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者

③ 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で道府県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける者

④ 特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において道府県内に住所を有するもの

⑤ 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の１月１日現在において道府県内に住所を有するもの

①の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、②の者に対しては均等割額によって、③の者に対しては利子割額によって、④の者に対しては配当割額によって、⑤の者に対しては株式等譲渡所得割額によって課する。

(2) 市町村民税

(1)①及び②の道府県を市町村と読み替えた個人が納税義務を負う。

上記(1)②の者については、市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに１つの納税義務があるものとして道府県民税を課する。

３．賦課期日との関係（法39、318）　重要度◎

個人の住民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の１月１日とする。

４．住所を有する個人（法24②、294②～④）

重要度◎

(1) 原　則

道府県内（市町村内）に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、その道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(2) 特　例

市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。

この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない。

上記により、市町村民税を課税された者に対しては、その者が記録されている住民基本台帳に係る市町村は、市町村民税を課税することができない。

５．均等割及び所得割の意義（法23①一・二・三の二・三の三・三の四、292①一・二）

重要度◎

(1) 均等割とは、均等の額によって課する道府県民税及び市町村民税をいう。

(2) 所得割とは、所得によって課する道府県民税及び市町村民税をいう。

(3) 利子割とは、支払を受けるべき利子等の額によって課する道府県民税をいう。

(4) 配当割とは、支払を受けるべき特定配当等の額によって課する道府県民税をいう。

(5) 株式等譲渡所得割とは、特定株式等譲渡所得金額によって課する道府県民税をいう。

６．用語の意義

重要度○

(1) 住所とは、納税義務者本人の生活の本拠をいい、地方税法上その施行地を通じて１人１箇所に限る。

(2) 事務所・事業所とは、それが自己の所有であると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、継続して事業が行われている場所をいう。

(3) 家屋敷とは、自己又は家族の居住の用に供する目的で住所地以外の場所に設けられた独立性のある家宅をいい、それが自己の所有であると否とを問わない。常に居住しうる状態にあるものであれば足り、現実に居住していることを要しない。

1―3　個人住民税の均等割（納税義務・非課税を除く）〔ランクＢ〕

１．意　義（法23①一、292①一）　重要度○

均等割とは、均等の額によって課する道府県民税及び市町村民税をいう。

２．均等割の税率　重要度○

(1) **標準税率**（法１①五）

標準税率とは、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

(2) **道府県民税**（法38）

標準税率　年額1,000円

(3) **市町村民税**（法310）

標準税率　年額3,000円

(4) 上記(2)及び(3)の税率は、平成26年度から平成35年度までは、次の税率とする。

① 道府県民税　年額　1,500円

② 市町村民税　年額　3,500円

３．均等割の税率の軽減（法311）　重要度◎

市町村は、市町村民税の納税義務者が次のいずれかに該当する場合においては、その者に対して課する均等割の額を、当該市町村の条例に定めるところによって、軽減することができる。

① 均等割を納付する義務がある控除対象配偶者又は扶養親族

② ①に掲げる者を２人以上有する者

４．住所を有する市町村以外に事務所等を有する道府県民税の納税義務（法24⑦）　重要度○

道府県は、道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者については、市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして道府県民税を課する。

５．賦課徴収

重要度◎

(1) 個人の道府県民税の賦課徴収の原則（法41）

個人の道府県民税の賦課徴収は、特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収とあわせて行うものとする。

(2) 個人住民税の徴収方法

個人住民税の徴収方法には、普通徴収と特別徴収があり、給与所得者又は年金所得者に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法により徴収する場合を除き、普通徴収の方法により徴収しなければならない。

トレーニング

＜今回の学習内容＞

第１回講義　使用ページ

レギュラー・速修　　問題１

問題編

問題１　個人住民税の納税義務・均等割

基礎

－5分－

次の設問に係る課税団体及び均等割・所得割の納税義務を答え、あわせて各課税団体ごとに納付すべき均等割額を答えなさい。

なお、税率は標準税率とする。

（問１）　甲県Ａ市に住所を有する場合

（問２）　甲県Ａ市に住所を有し、かつ、Ａ市に事務所も所有している場合

（問３）　甲県Ａ市に住所を有し、かつ、甲県Ｂ市に小売店を有している場合

（問４）　甲県Ａ市に住所を有し、甲県Ｂ市に事務所、甲県Ｃ市に店舗を３店所有している場合

（問５）　甲県Ａ市に住所を有し、乙県Ｂ市に店舗、乙県Ｃ市に別荘を所有している場合

問題２　算出所得割額の計算

基礎

－5分－

次の資料に基づき、納税義務者甲の算出所得割額を計算しなさい。

〔資　料〕本年分の課税所得金額の内訳

1	課税総所得金額	6,820,000円
2	課税短期譲渡所得金額	3,600,000円
3	課税長期譲渡所得金額	16,000,000円
4	上場株式等に係る課税配当所得の金額	200,000円
5	株式等に係る譲渡所得等の金額	1,680,000円
6	先物取引に係る課税雑所得等の金額	9,465,000円
7	課税山林所得金額	2,648,000円

解答編

問題１

（単位：円）

問	課税団体及び納税義務	各課税団体ごとの均等割額
1	甲県：均等割額＋所得割額 Ａ市：均等割額＋所得割額	甲県　1,500 Ａ市　3,500
2	甲県：均等割額＋所得割額 Ａ市：均等割額＋所得割額	甲県　1,500 Ａ市　3,500
3	甲県：均等割額＋均等割額＋所得割額 （住所地分）（店舗分） Ａ市：均等割額＋所得割額 Ｂ市：均等割額	甲県　1,500＋1,500＝3,000 Ａ市　3,500 Ｂ市　3,500
4	甲県：均等割額＋均等割額＋均等割額＋所得割額 （住所地分）（事務所分）（店舗分） Ａ市：均等割額＋所得割額 Ｂ市：均等割額 Ｃ市：均等割額	甲県　1,500＋1,500＋1,500＝4,500 Ａ市　3,500 Ｂ市　3,500 Ｃ市　3,500
5	甲県：均等割額＋所得割額 乙県：均等割額＋均等割額 （店舗分）（別荘分） Ａ市：均等割額＋所得割額 Ｂ市：均等割額 Ｃ市：均等割額	甲県　1,500 乙県　1,500＋1,500＝3,000 Ａ市　3,500 Ｂ市　3,500 Ｃ市　3,500

【解答への道】

1　同一市町村内に事務所等が二以上ある場合の市町村民税の均等割は、一つの納税義務を負うにすぎない。

2　同一道府県内の二以上の市町村にそれぞれ事務所等がある場合には、その市町村ごとに、道府県民税均等割の納税義務を負う。